

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担 当 課	DX推進課

契約業者名・住所	株式会社アイネス 営業本部 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目38-11
工事等の名称	松戸市税・国保・福祉関連システム賃貸借（再リース）
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	賃貸借
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	
工事等の概要	税・国保・福祉関連システム機器再リース契約
随意契約の理由	本件に係る松戸市税・国保・福祉関連システムは、個人市民税、法人市民税、固定資産税、家屋評価、軽自動車税、事業所税、税収納、宛名、国民健康保険、国民健康保険収納、国民健康保険滞納、子ども子育て、放課後児童クラブ、児童手当、児童扶養手当、障害福祉、市営住宅、し尿等の情報管理を行うものであることから、賃貸借の相手方に通常要求される条件に加えて、高度な行政情報を扱う為、それらを保護確保するための業者の信頼性が特に要求される。そのため、現行システムについては下記に挙げる内容を中心とした総合的判断に基づき契約相手を選定したものである。 1 各種基幹系システム、基幹系ネットワーク、基幹系パソコン、基幹系プリンタ、基幹系システムの運用と責任分界点を理解していること。 2 他システムへの関連データ連携が確実に可能であり、構成及びタイミングを理解していること。 3 松戸市基幹系ネットワークの設定環境を理解していること。

4	松戸市基幹系ネットワークの構成及び配線を理解していること。
5	各種ネットワーク障害時の迅速な切り分けと復旧対応が可能なこと。
6	松戸市情報セキュリティポリシーを遵守できること。
現契約相手方である（株）アイネスにあっては、前条件をクリアするとともに、平成 19 年 11 月のホストコンピュータといわれる大型汎用機から、汎用的なパッケージ機能を基本としたオープンシステム移行時の税関連システム、福祉関連システムの導入、賃貸借、保守事業者であり、環境・設定作業等を熟知している。 また、本システムは、令和 8 年 3 月 31 日付けで賃借期間が満了するが、前述のとおり現契約においては厳粛に業者選定しているとともに以下のとおりの条件を満たしている。 1 システム使用に関して、長期使用に伴う大きな障害は発生していない。 2 延長して賃貸借することにより、賃貸借料を減額することができ、コストメリットが生じる。 3 再リースによって、構築期間の削減が図れるほか、導入後の安定稼働の担保を図ることができる。 従って、本業務については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、現行の（株）アイネスを相手方に再リースとして随意契約することが、適法かつ妥当であると思料する。また、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、1 者のみから見積書を徴するものとする。	